

7. 国民年金

◆国民年金に加入する人

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納め方により3つの種類に分かれています。種類が変更となる場合は、届け出が必要となります。

第1号被保険者	自営業、学生など（厚生年金や共済組合に加入していない人）
第2号被保険者	会社員、公務員など（厚生年金や共済組合に加入している人）
第3号被保険者	会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

また、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人は、希望により国民年金に加入することができます。（任意加入被保険者）

◆国民年金への加入・脱退などの手続き

次の時は、保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所窓口または勤務先へ届け出ください。

このようなとき	必要なもの	ここへ
退職したとき （厚生年金や共済組合をやめたとき）	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど） <input type="checkbox"/> 退職日を確認できる書類	保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所窓口
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき （離婚・死別・収入増加など）	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど） <input type="checkbox"/> 扶養されなくなった日を確認できる書類	
任意加入するとき・やめるとき	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど） <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 届出印	
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき（結婚・退職など）、その配偶者の勤務先が変わったとき	※配偶者の勤務先で確認ください	配偶者の勤務先
基礎年金番号通知書をなくしたとき （再交付申請）	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）	保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所窓口

付加保険料の納付を申し込むとき・やめるとき	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）	保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所窓口
保険料の納付が困難なとき 免除・納付猶予・学生納付特例の申請	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票など（失業のとき） <input type="checkbox"/> 学生証（学生のと き）	
第1号被保険者が出産するとき 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。 ※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード、在留カードなど） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳	保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所窓口

◆基礎年金番号通知書

はじめて国民年金、厚生年金に加入した人には「基礎年金番号通知書」が交付されます。この通知書は、加入制度が変わったときや年金の請求手続きなどに使用しますので、大切に保管してください。

◆保険料

国民年金の保険料は20歳から60歳までの40年間納めます。

第1号被保険者の保険料は、月額16,520円円（令和5年度）です。希望者は、申し出により付加保険料（月額400円）を納めることができ、将来受け取る年金額をふやすことができます。

【納付方法】

第1号被保険者	日本年金機構から送付される納付書により、金融機関やコンビニエンスストア、PayPayを利用して納めてください。 口座振替やクレジットカードでも納付できます。 ※前納割引制度・口座振替早割制度がありますのでご利用ください
第2号被保険者	給料からの天引きにより納付されます。
第3号被保険者	配偶者が加入する厚生年金・共済組合の制度全体で負担するため、自分で納付する必要はありません。

◆保険料免除等制度

所得が少ないなど保険料を納めることが困難な場合、申請により納付が免除される制度があります。(全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例)

また、障害年金の1級または2級の受給者や生活保護法による生活扶助を受けている人は法律によって免除されます。(法定免除)

※免除が承認された期間は10年以内であればあとで納めることができます(追納)。

それぞれ手続きが必要です。

◆受給できる年金の種類

老齢基礎年金	65歳になったときに支給されます。	
障害基礎年金	被保険者が65歳までにしょうがい者になったときに支給される場合があります。	
遺族基礎年金	被保険者が死亡したときに「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に到達した年度末になるまで(一定の障害のある子の場合は20歳になるまで)、支給されます。	
寡婦年金	受給資格のある夫が基礎年金を受け取らずに死亡したとき、妻に60歳から65歳までの間支給されます。	か ど ち 方 ら
死亡一時金	基礎年金を受け取らずに死亡したとき遺族に支給されます。	

※年金は、年金を受ける資格ができたとき自動的に受給が始まるのではなく、自分で、年金を受けるための手続き(裁定請求)を行う必要があります。

※また、未納や未加入期間があると、将来受け取る年金が少なくなります。場合によっては、支給されない場合があります。

◆脱退一時金

脱退一時金は原則として以下の4つの条件すべてに当てはまる方が国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本を出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- ① 日本国籍を有していない人
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済み期間の月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6ヶ月以上ある人
- ③ 日本に住所を有していない人
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことの無い人

出国後2年以内に、請求書を日本年金機構に送付してください。請求書は保険年金課にもあります。

※詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

彦根年金事務所 国民年金課	0749-23-1112 (②→②)	彦根年金事務所 お客様相談室	0749-23-1112 (①→②)
保険年金課	65—6516	※自動音声案内にて()を選択	